

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

〈説明〉

消費税率10%への引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、社会保障経費の財源とし、その充当について予算の説明資料等においてあきらかにすることとされましたので、以下のとおり明示します。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分）

11,550千円

（歳出）

社会保障施策に要する経費

285,506千円

（単位：千円）

事業等	令和2年度当初予算計上額	事業費					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税収（社会保障財源化分）	その他	
社会福祉費	社会福祉事業	2,612	176	0	0	106	2,330
	障害者福祉事業	22,290	8,420	0	0	902	12,968
	高齢者福祉事業	60,181	285	21,300	0	2,435	36,161
	児童福祉事業	57,880	25,360	2,000	2,870	2,342	25,308
	母子福祉事業	4,291	126	0	0	173	3,992
		147,254	34,367	23,300	2,870	5,958	80,759
社会保険費	介護保険事業	31,850	553	0	0	1,288	30,009
	国民健康保険事業	43,490	19,489	0	1,140	1,759	21,102
	後期高齢者医療事業	25,860	2,424	0	0	1,046	22,390
		101,200	22,466	0	1,140	4,093	73,501
保健衛生費	健康増進対策事業	5,258	1,130	0	0	213	3,915
	疾病対策事業	16,827	78	0	0	681	16,068
	母子保健事業	14,967	0	0	0	605	14,362
		37,052	1,208	0	0	1,499	34,345
	285,506	58,041	23,300	4,010	11,550	188,605	

※1 事業費は、事務費及び人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）を除外しています。